

○ 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年六月十五日）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年七月十五日に発行した個人向け国債告示第百四十六号

財務大臣 野田佳彦

基年賃料の額の算定に係る法律（平成二十二年七月十五日）第六十八号）第十四条の規定に基づく個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年法律第二十三号）（第一回）

用振替の法律（平成二十二年七月十五日）（第一回）

期たが金額とし、銀行休業日における支払日を次回の支払日とし、算出支払は、支払日と

期たが金額とし、銀行休業日における支払日を次回の支払日とし、算出支払は、支払日と

初利子

率行

利価

子格

振替単位

額

最低額

面額

金

期たが金額とし、銀行休業日における支払日を次回の支払日とし、算出支払は、支払日と

期たが金額とし、銀行休業日における支払日を次回の支払日とし、算出支払は、支払日と

十一
一一

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

當る円生そ金なす。同じ額のお算は、受入結果に切捨人に経過利子にて利子円し、債にとす一がする。

満た算出場合に端数の相す一がする。

だた場合に端数の相す一がする。

した場合に端数の相す一がする。

は、次の場合に端数の相す一がする。

、受入結果に切捨人に経過利子にて利子円し、債にとす一がする。

個人経過利子にて利子円し、債にとす一がする。

向け利子にて利子円し、債にとす一がする。

ける利子にて利子円し、債にとす一がする。

利子にて利子円し、債にとす一がする。

一とて利子にて利子円し、債にとす一がする。

利子にて利子円し、債にとす一がする。

利子にて利子円し、債にとす一がする。

(一) 式 次う三中平額平利子を支払期とし、その日以前各支払期に属する日におい日。

額面金額 × $\frac{0.19}{100}$ × $\frac{1}{2}$

まらより算出し、その買取り又は十¹月十五日が前から行。

年に区分とし、五買取に応じ、その買取り又は十¹月十五日が前から行。

に年間の間で平成二十三年七月十五日が前から行。

額面金額 - $(\text{利子} \times \frac{80}{100} \times 2 - \text{受入金額})$ 相当する金額

に日本銀行の本店又は支店に平成二十三年七月十五日が前から行。

に日本銀行の本店又は支店に平成二十三年七月十五日が前から行。

日本成金額二十¹月十五日が前から行。

日本成金額二百¹月十五日が前から行。

日本成金額五百¹月十五日が前から行。

日本成金額一千五百¹月十五日が前から行。

日本成金額三千五百¹月十五日が前から行。

日本成金額五千五百¹月十五日が前から行。

日本成金額一萬五百¹月十五日が前から行。

日本成金額二萬五百¹月十五日が前から行。

定、 次号の翌営業日について同じ。規下。

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する人向けることができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した。

(一) 金額とする。平成二十三年七月十五日前から平成二十三年七月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十三年一月十五日前までの場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行